**【主要課題】**

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実

**①　地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上**

* グループホームの整備や日中活動サービスの充実等、福祉サービスの更なる基盤整備の取組を進めることにより、必要なサービス量を確保することが求められています。
* 誰もが安心して支援が受けられる地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していく必要があります。

**②　包括的・総合的な生活支援の充実**

* 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実などに努めることが重要です。
* 適切な医療や福祉サービスの利用等を支援する、医療費の助成や手当の支給、利用者負担軽減の継続が求められています。
* 医療的ケア児、障害者の重度化や高齢化の問題などライフステージ等に応じた切れ目のない支援の充実が求められています。
* 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に対応した地域生活の支援体制の充実が求められています。
* 犯罪をした障害者に対し、適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、円滑に社会復帰させることにより、再犯防止を行うことが求められています。
* 強度行動障害を有する者について、支援の充実を図ることが必要です。

**③　発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実**

* 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者についての、支援の充実が求められています。

**【施策の方向性】**

**①　地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上**

* 福祉サービス事業所やグループホームの整備等への支援により、福祉サービスの更なる基盤整備に努めます。
* 「地域共生社会」の構築を目指し、障害者を含めた地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討します。

**②　包括的・総合的な生活支援の充実**

* 福祉サービスの適切で円滑な利用を図るため、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実に努めます。
* 医療の給付や医療費の助成、手当の支給等を行うとともに、利用者負担の軽減などを継続的に実施します。
* 重度の障害児への支援を充実するため、国の動向を踏まえて事業所への支援を検討します。
* ６５歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施します。

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実

* 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に基づき、施設や病院からの地域移行、居宅生活に向けた支援に努めます。
* 司法及び医療・保健・福祉の関係機関が連携し、障害者の再犯防止等に関する施策を検討します。
* 強度行動障害への支援の充実に努めます。

**③　発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実**

* 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実に努めます。

**【主な事業・取組】**

**①　地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業 | 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助 |
| 市有未利用地等の貸付け | 市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援 |
| 事業所の指定、指導監査 | 障害者総合支援法の規定に基づき、事業所の指定を適切に行うとともに、事業が適切に行われるよう、指導監査（調査、勧告等）を実施 |
| 保健師地区担当制の推進〈再掲〉 | 保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進 |
| 《拡》 相談支援包括化推進員の配置〈再掲〉 | 高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置 |
| 共生型サービスの実施 | 福祉サービスを利用していた者が６５歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを利用することができるよう、居宅・日中活動系サービスについて、高齢者や障害者が共に利用できる共生型サービスを実施 |

**②　包括的・総合的な生活支援の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 福祉サービス利用者の増加に対応した体制整備 | 福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施 |
| 福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供 | 相談支援事業所や本市ホームページ等において、福祉サービス事業所や施設等に関する情報を提供 |
| 自立支援医療の給付 | 更生医療、育成医療、精神通院医療の給付 |
| 精神障害者通院医療費補助 | 精神障害者の通院医療費等に対する助成を実施 |
| 手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済） | 各種手当等を国等の制度に基づき適切に支給。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国に対して要望等を実施 |
| 地域移行支援、地域定着支援　〈再掲〉 | 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施 |
| ６５歳到達後の福祉サービスの支給決定や負担軽減の実施 | ６５歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施 |
| 重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討〈再掲〉 | 国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討 |
| 障害者の再犯防止につなげる司法・福祉等関係者の連携促進 | 司法と医療・保健・福祉の関係機関が連携した、障害者の再犯の防止等に関する施策の検討 |
| 《新》 強度行動障害を有する者への支援体制の構築と支援策の検討・実施 | 強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握及び関係部局と連携した地域での支援体制の構築。また、強度行動障害を有する者やその家族への支援策の検討とその実施に向けた取組 |

**③　発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実**

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施 | 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進 |
| 高次脳機能地域支援センターにおける各種相談対応 | センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談等に対応 |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 障害者総合支援法に基づく福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応） | 平成２５（2013）年4月に福祉サービスの対象となった難病患者について、対象疾病の拡大やサービスについて周知し、利用を促進第２編　各論　　４　地域生活支援の充実 |

**【主要課題】**

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実

**①　疾病予防の推進と早期治療の充実**

* 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発が求められています。
* 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努める必要があります。
* 自殺者数・自殺死亡率とも全体的には減少傾向にあるものの、近年は増減を繰り返しており、より一層自殺（自死）対策の推進を図る必要があります。

＜参考＞本市の自殺者数と自殺死亡率（出典　人口動態統計（厚生労働省））

**②　医療・リハビリテーションサービスの充実**

* 医療を必要とする障害者が適切に受診できるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実が必要です。また、合理的配慮の提供等により、安心して医療機関を受診できる環境を整えることが求められています。
* 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図る必要があります。
* 障害者に身近な地域でリハビリテーションサービスが受けられるよう、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実が求められています。

**【施策の方向性】**

**①　疾病予防の推進と早期治療の充実**

* 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発に努めます。
* 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努めます。
* 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第３次）」に基づき、自殺（自死）を減らす取組を推進します。

**②　医療・リハビリテーションサービスの充実**

* 障害者が医療機関を受診しやすくなるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実について検討していくとともに、医療機関への合理的配慮の提供に関する周知・啓発に努めます。
* 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図ります。
* 関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努めます。

**【主な事業・取組】**

**①　疾病予防の推進と早期治療の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 各種健康相談 | 疾病の予防や早期治療につなげるため、保健センターにおいて健康相談を実施 |
| 特定健康診査、各種がん検診等の実施 | 疾病の早期発見を図るとともに、健診等の結果を踏まえた保健指導や医療機関への受診勧奨等を実施 |
| 在宅訪問歯科健診・診療事業 | 在宅で寝たきり状態のため歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を実施 |
| 《拡》 うつ病・自殺（自死）対策の推進 | 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、市民への普及啓発活動や相談支援にあたる人材養成の取組等、各種事業を総合的・計画的に推進 |

**②　医療・リハビリテーションサービスの充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| かかりつけ医推進事業（広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助） | 各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施 |
| 重症心身障害児者への医療に関する情報提供の検討 | 重症心身障害児者への医療に関する情報提供について、関係機関と連携して検討 |
| 《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組　〈再掲〉 | 障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施 |
| 心身障害児（者）歯科診療事業補助 | 広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成 |
| 広島市精神科救急医療システムの運営 | 精神科救急医療施設において、２４時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、２４時間電話医療相談を実施。また、民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症患者及び身体合併症患者に対応 |
| 地域リハビリテーション推進事業第２編　各論　　４　地域生活支援の充実 | 身体障害者更生相談所と区福祉課等の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施。また、中途失聴難聴者の手話教室も巡回相談として実施 |

**【主要課題】**

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実

**①　医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上**

* 障害者の日常生活を支える医療や福祉の事業者に対する指導監査や、従事者に対する研修等による、サービスの質の向上が求められています。
* 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスの人材不足の深刻化が懸念されることから、医療・福祉のサービス等を適切に提供するための、人材の確保・育成などの取組の充実・強化が求められています。
* 医療や福祉を担う人材が職場に定着して離職しないよう、処遇改善や労働環境整備等の取組が求められています。

**【施策の方向性】**

**①　医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上**

* 事業者に対する指導監査や、従事者に対する研修等による、福祉サービスの質の確保と向上に努めます。
* 医療・福祉の現場において、サービス等の量・質を確保するため、処遇改善や労働環境整備を促進するとともに、人材の確保と定着の支援、魅力向上・現場の負担軽減に向けた取組の強化を図ります。

**【主な事業・取組】**

**①　医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 民間の福祉サービス従事者への研修 | 福祉サービスの質の確保を図ることを目的に、従業者に対して研修会を実施 |
| 若い世代に向けた介護職理解促進事業 | 若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、中学生を対象とする出前授業や、高校生等の介護の職場見学を実施 |
| 保育・介護人財サポート事業 | 地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇を改善 |
| 障害福祉人材養成支援事業 | 福祉サービス事業所等における質の高い中核的な人材の育成・定着を図るため、一定の資格を新規に取得した人数に応じて補助金を交付 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組第２編　各論　　４　地域生活支援の充実 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 医療・福祉・介護に携わる多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化 | 医療・福祉・介護人材の処遇改善と労働環境整備について、関係機関と連携して取り組むとともに、国に要望することなどについて検討。また、サービスを担う専門人材の確保・育成や定着支援に係る取組及び魅力向上・現場の負担軽減に資する取組の充実・強化 |

**【主要課題】**

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実

**①　障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実**

* 障害の特性に配慮した様々な方法による、市政や福祉等についての情報発信が求められています。

**②　ＩＣＴ等を利活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実**

* 視覚障害や聴覚障害等により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実が求められています。
* ＩＣＴを利活用した障害者のコミュニケーション支援が求められています。
* 音声認識や文字認識等のＡＩ技術は進展しており、情報アクセシビリティの向上のため、ＩＣＴを始めとする新技術の利活用の推進とＩＴリテラシーの向上を図ることが必要です。

**【施策の方向性】**

**①　障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実**

* 広報紙やＳＮＳをはじめとする本市の情報発信に当たって、点字、音声認識ソフト、インターネット等を活用するなど、障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実に努めます。また、本市のホームページがより利用しやすくなるよう、工夫に努めます。

**②　ＩＣＴ等を利活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実**

* 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。なお、手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下行います。
* 障害者総合支援法に基づくサービスの拡大により、入院時の支援を充実します。
* ＩＣＴを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。
* 障害者の情報アクセシビリティの向上に資するＩＣＴを始めとする新技術の利活用の推進とＩＴリテラシーの向上に努めます。

**【主な事業・取組】**

**①　障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《新》 各種行事やイベント等における情報保障のあり方についての啓発 | 各種行事やイベント等を開催する際の情報保障のあり方について、本市職員への定期的な啓発の実施 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 点字・声の広報の発行 | 広報紙「ひろしま市民と市政」について、毎号、点字版やＣＤ（デイジー版）を作成 |
| 手話通訳・字幕付テレビ広報番組の放送 | テレビ広報番組に、手話通訳及び字幕（クローズドキャプション・要約字幕）を付けて放送 |
| 市長記者会見の手話通訳･字幕付インターネット動画の配信 | 市長記者会見の生中継動画に手話通訳を付けてインターネットで配信するとともに、会見後に字幕（クローズドキャプション）を挿入した動画をインターネットで配信 |
| 本会議中継における手話通訳の活用 | 本市の本会議中継に手話通訳を付けて放送 |
| 聴覚障害者の傍聴に対する手話通訳者、要約筆記者の派遣手配 | 聴覚障害者が本会議や委員会を傍聴する際、手話通訳者や要約筆記者の派遣を手配 |
| 《拡》 「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実 | 障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施〈マーガレットサイトＵＲＬ〉https://shougai-hiroshimacity.jp/ |
| ホームページの充実 | 障害者をはじめ誰もが利用しやすいホームページとなるよう、本市ホームページの利便性や操作性等を向上 |
| 広島市視覚障害者情報センター運営 | 視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営 |
| コミュニケーション支援事業 | 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員の派遣、手話相談員の設置を実施 |

**②　ＩＣＴ等を利活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 手話専用テレビ電話による相談支援の実施 | 障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援と音声認識ソフトを活用した文字情報による相談支援を実施 |
| 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保 | 各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保 |
| 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | 介護者がいない、意思疎通が困難な重度の身体障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した人をコミュニケーション支援員として派遣 |
| ＩＣＴ講習会の開催 | ㈱広島情報シンフォニーに委託して心身障害者福祉センター等において在宅障害者を対象とした講習会を開催するほか、施設等に講師を派遣し、入・退所者を対象とする講習会を開催 |

第２編　各論　　４　地域生活支援の充実